

社会福祉法人 高瀬会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく、育児休業・子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限・時間外労働の制限・深夜業の制限及び所定労働時間の短縮、及び、休業期間中の育児休業給付等についても周知するとともに取得の促進を図る。

<対策>

●平成30年4月～ 制度についての資料を職員に配布し、周知を図る

目標2：出産や子育て等による退職者の、再雇用制度実施に向け取り組む。

<対策>

●平成30年4月～ 制度を構築

●平成30年度中 再雇用制度の運用開始